

茨城県の最低賃金

ー地域別最低賃金が3円引き上げられましたー



1 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生效年月日
茨城県最低賃金	651	平成17.10.1

2 産業別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生效年月日
鉄鋼業	752	平成17.12.31
一般機械器具製造業	742	平成17.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具 電子部品・デバイス、精密機械器具製造業	739	平成17.12.31
各種商品小売業	714	平成17.12.31

【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最賃が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生效年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

最低賃金に次の賃金は含まれません。

- ・精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外労働・休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金
仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。